

## 改正概要説明書

国名： ハンガリー

法令名： 商標法

改正情報： 2014年3月15日統合

### 改正概要：

1. ハンガリー民法の「権原の保証」(Warranty of title)に関する規定は、商標のライセンス契約において商標権者が使用権者に対して負うべき法的責任にも適用される旨、明記された(第24条)。
2. 電子的手続による商標の国際出願が可能となった(第46/D条)。
3. 商標権の信託の登録に関する規定が新設された(第47条(m), 第48条(3a))。
4. 農産品及び食料品に係る品質に関する欧州議会-理事会規則「規則(EU)No. 1151/2012」が制定され「規則(EC)No. 510/2006」が廃止されたことに伴い、「規則(EC)No. 510/2006」と記載されていた箇所が「規則(EU)No. 1151/2012」に置換えられた(第116/A条)。

### 改正内容：

#### ・第24条 当事者の権利及び義務

(1)において、「所有権を移転する売主に適用される規則」が「権原の保証に関する民法の規定」と明確化された。

#### ・第46/D条 電子行政及び庁の電子サービス

(2)において、(g)は新設項目である。

#### ・第47条 商標登録簿

(2)において、(m)は新設項目である。

#### ・第48条 商標登録簿への記入

(3a)は、新設項目である。

#### ・第112条 ハンガリー知的所有権庁における手続を規制する一般規則

(4)において、(d)が廃止された。

#### ・第116/A条

(3)において、「規則510/2006/EC」が「規則1151/2012/EU」に変更された。

(4)において、「規則510/2006/EC第5条」が「規則1151/2012/EU第49条」に変更された。

(5)(a)において、「規則510/2006/EC第2条から第3条までの要件」が「規則1151/2012/EU第5条から第6条までの要件」に変更された。

(6) (a)において、「規則 510/2006/EC 第 2 条(1) (a)及び(b)」が「規則 1151/2012/EU 第 5 条(1)及び(2)」に変更された。

(8)において、「規則 510/2006/EC 第 5 条(5)」が「規則 1151/2012/EU 第 49 条(3)」に変更された。

(9)において、「規則 510/2006/EC 第 5 条(7)」が「規則 1151/2012/EU 第 8 条(2)」に変更された。

(10)において、「規則 510/2006/EC 第 5 条(6)第 1 号」が「規則 1151/2012/EU 第 9 条第 1 節」に変更された。

(11) (a)において、「規則 510/2006/EC 第 9 条」が「規則 1151/2012/EU 第 53 条」に変更された。さらに、「第 12 条」が「第 54 条」に変更された。

(12)において、「規則 510/2006/EC 第 7 条(2)に基づく異議申立は、規則 510/2006/EC 第 6 条(2)第 1 号」が「規則 1151/2012/EU 第 51 条(1)第 2 節に基づく異議申立は、規則 1151/2012/EU 第 50 条(2) (a)」に変更された。

(13) (a)において、「規則 510/2006/EC 第 13 条(1)」が「規則 1151/2012/EU 第 13 条(1)」に変更された。

#### ・第 116/C 条

(1) (a)において、「規則 510/2006/EC 第 11 条(1)」が「規則 1151/2012/EU 第 37 条(1)」に変更された。

#### ・第 122 条 欧州連合の法律の遵守

(2) (b)において、「農産品及び食料品に係る地理的表示及び原産地名称の保護に関する 2006 年 3 月 20 日の理事会規則(EC)No. 510/2006」が「農産品及び食料品に係る品質に関する 2012 年 11 月 21 日の欧州議会-理事会規則(EU)No. 1151/2012」に変更された。